

# 議 会 運 営 委 員 会

令和4年4月12日(火)

午後1時～

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

## 出席者

〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、  
肥後委員、三浦委員、沖田委員、足立委員、川上委員、串崎委員、  
小川委員、牛尾委員

〔議長団〕 笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔事務局〕 河上局長、下間次長、中谷書記

---

## 議 題

- 1 令和4年5月以降の会議運営等について
- 2 会派代表質問のあり方について 資料1
- 3 請願・陳情の審査基準の検討について 資料2
- 4 採択した請願及び陳情への議会としての対応案の検討について 資料3
- 5 オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等の案について 資料4
- 6 浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について 資料5
- 7 議員研修会について
- 8 その他
  - (1) 令和4年3月浜田市議会定例会議議会傍聴者のアンケート結果について 資料6
  - (2) 今後の行政視察について

項目	要領記載	山水海	超党みらい	創風会	公明クラブ	
導入の目的	会派制を導入している浜田市議会が、本市における行政全般の政策上の問題について、会派の独自の調査・研究をもとに代表者が市長その他の行政委員会に基本的方針等を大局的見地から質問・提案することにより、本市の政策課題を明らかにするとともに、個人一般質問の論点の精査及び議論の活性化を図り、もって議会運営の円滑化と市民の市政運営に対する関心と理解を深めることを目的とする。名称は「会派代表質問」とする。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	
名称及び導入時期	名称は「会派代表質問」とし、実施時期は、市長が施政方針表明を行う定例会議のみにおいて実施することとし、平成20年3月定例会から導入する。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	
実施の方法	実施日程	施政方針表明の後、個人一般質問を行う前に実施する。当面1日間で実施することとする。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
	質問の内容	市長の施政方針、その他の行政委員会に対する基本的な方針及び方向性等について会派の意思統一を図ったものを原則として質問することとする。	変更なし	変更なし	行政全般の政策上の問題について、市長その他の行政委員会に基本的方針等を大局的見地から、テーマを絞って質問・提案することとする。	変更なし
	対象会派	議長に届け出た会派のうち、2人以上の会派を対象とする。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
	質問の通告	個人一般質問の通告期限と同様とする。通告書は、所定の様式により質問の項目、要旨及び質問者名を記入し、会派代表者が議長に提出することとする。施政方針表明の原稿は、議会運営委員会の概ね1週間前に議員に配付とする。質問者は、一つの会派から複数選出を可能とし、人数制限は行わない。記入項目は、大・中項目（題名）、小項目（要旨）とする。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
	質問時間・方法	質問は、持ち時間制とし答弁を含まないこととする。 持ち時間は、2人会派30分、5人及び6人会派50分、9人会派60分とする。質問順は、会派の人数の多い順とし、同一人数の場合は抽選とし、一會派で複数質問者がいる場合は、当該会派が順番を定める。最初の質問は、演壇において一括質問とし、再質問は、質問席において一括して行うこととする。（※令和4年3月定例会議においては新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から上記の時間を10分短縮する。）	質問は、持ち時間制とし答弁を含まないこととする。 持ち時間は、2人会派30分、5人及び6人会派50分、9人会派60分とする。質問順は、会派の人数の多い順とし、同一人数の場合は抽選とし、一會派で複数質問者がいる場合は、当該会派が順番を定める。質問は、一問一答方式とし、質問席において行うこととする。（※令和4年3月定例会議においては新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から上記の時間を10分短縮する。）	持ち時間は個人一般質問と同様の30分とする。 質問順は現行通りとする。 一問一答方式に改める。 質問は質問席で行う。	質問は、持ち時間制とし答弁を含まないこととする。 持ち時間は、2人会派30分、5人及び6人会派50分、9人会派60分とする。質問順は、会派の人数の多い順とし、同一人数の場合は抽選とし、一會派で複数質問者がいる場合は、当該会派が順番を定める。質問は質問席において一問一答方式で行うこととする。	質問は、持ち時間制とし答弁を含まないこととする。 持ち時間は、2人会派20分、3～6人会派25分、7人以上会派30分とする。質問順は、会派の人数の多い順とし、同一人数の場合は抽選とし、一會派で複数質問者がいる場合は、当該会派が順番を定める。質問は質問席において一問一答方式とし、再質問は各項目ごとに1回までとして行うこととする。
	答弁の方法	市長の最初の答弁は演壇において行うこととし、再質問に対する市長の答弁及びその他の行政委員会代表者の答弁は自席とする。	市長の答弁及びその他の行政委員会代表者の答弁は自席とする。	市長答弁は自席で行う。	変更なし	市長の答弁及びその他の行政委員会代表者の答弁は自席とする。
	個人一般質問	会派代表質問を行う者は、個人一般質問の通告を行わないこととする。 なお、個人一般質問の通告を行う者は、所属の会派代表質問と重複しない質問内容でなければならない。ただし、基本的方針について会派代表質問を行い、具体的内容について個人一般質問を行う場合は可能とする。その場合、代表質問と違う意見を持って個人一般質問を行うことがないよう留意すること。	変更なし	変更なし	会派代表質問を行う者は、個人一般質問の通告を行わないこととする。	変更なし
その他のご意見等	—	—	導入目的を再確認し質問内容の質的向上を図るために、会派代表質問の作成方法等について検証し改善や工夫も必要。	当会派は、基本的に代表質問は不要と考えています。 理由は ① 代表質問が考案された当時と比べ、議員数は約二分の一となり会派に独自性が見受けられない。 ② 施政方針等について、各会派が同じような質問をしている。 ③ 全ての議員が個人一般質問を行っており、代表質問が必要不可欠とは言い難い。	実施日程を施政方針の後、個人一般質問を行う前に実施する。としていますが、時期に関係なく必要と思う時期に行うことも考えてみたいと思います。	

項目	提示案	山水海	超党みらい	創風会	公明クラブ
採択とするもの	①当該地方公共団体の権限に属する内容であり、願意が妥当であり、かつ実現の可能性にあるもの、または研究に値するもの。 ②議会または執行機関において措置できる可能性のあるもの。 ③願意が既に達成された（予算措置、条例改正等により）もの。	提示案のとおり	提示案のとおり	提示案のとおり	①②は提示案のとおり。 ③願意が既に達成された（予算措置、条例改正等により）もの、 <b>または、現在対応過程にあるもの。</b>
不採択とするもの	①当該地方公共団体の権限に属さない内容（他の地方公共団体の権限に属する内容）のもの。 ②議会または執行機関においても措置できない権限外のもの。 ③願意が妥当でないもの。また、願意が妥当であっても実現の可能性が認められず、また研究に値しないもの。	提示案のとおり	提示案のとおり。ただし「不採択とするもの」の特に③の判断の基準について、現在廃止となっている陳情書取扱基準の10項目を解説または補足資料として付加する。	①②は提示案のとおり ③願意が妥当でないもの。また、願意が妥当であっても実現の可能性が認められず、また研究に値しないもの。 ④願意が不明確で理解しがたいもの。	提示案のとおり
一部採択	①請願（陳情）事項中、その一部が上記【採択とするもの】に該当するときは、一部採択とする。ただし、採択以外の部分は意思表示しないものとする。	①請願（陳情）事項中、その一部が上記【採択とするもの】に該当するときは、一部採択とする。	提示案のとおり	提示案のとおり	提示案のとおり

項目	山水海	超党みらい	創風会	公明クラブ
会派意見	採択したものは、所管事務調査の必要性について委員会で協議。	第10条の「市長等において措置することが適当と認める」及び「議会に報告するように求める」の判断など、事後の状況や対応等の把握方法については審査した委員会で検討し決定する。	採択した請願及び陳情について、市長等において対応することが適当か、議会（委員会）において研究検討して対応するのが適当かどうかを議会運営委員会で協議し、必要な措置を行うものとする。	付託を受け審査を行った委員会において、委員間で対応について協議を行い決定する。



現行	改正後（案）
<p>(委員長、副委員長及び委員の除斥) 第31条 〔略〕 〔新設〕</p> <p>(委員外議員の発言) 第45条 〔略〕 2 〔略〕 〔新設〕</p> <p>(不在委員) 第52条 表決の宣告のとき、委員会室にいない委員は、表決に加わることができない。 _____ _____ 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕</p>	<p><u>で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</u> (委員長、副委員長及び委員の除斥) 第31条 〔略〕</p> <p><u>2 前項の委員長又は委員が、第12条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。</u> (委員外議員の発言) 第45条 〔略〕 2 〔略〕</p> <p><u>3 前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。</u> (不在委員) 第52条 表決の宣告のとき、委員会室にいない委員は、表決に加わることができない。<u>ただし、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。</u></p> <p><b>第5章の2 公聴会</b> <b>(公聴会開催の手続)</b></p> <p><u>第62条の2 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。</u></p> <p><u>2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。</u> <u>(意見と述べようとする者の申出)</u></p> <p><u>第62条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ</u></p>

現行	改正後（案）
〔新設〕	<p><u>め文書でその理由及び案件に対する賛否を、委員長に申し出なければならない。</u></p> <p><u>（公述人の決定）</u></p>
〔新設〕	<p><u>第62条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</u></p>
〔新設〕	<p><u>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。</u></p>
〔新設〕	<p><u>3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。</u></p>
〔新設〕	<p><u>（公述人の発言）</u></p>
〔新設〕	<p><u>第62条の5 公述人は、発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。</u></p>
〔新設〕	<p><u>2 公述人の発言は、その案件の範囲を超えてはならない。</u></p>
〔新設〕	<p><u>3 委員長は、公述人の発言がその案件の範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、発言を制止し、又は退席させることができる。</u></p>
〔新設〕	<p><u>（委員と公述人の質疑）</u></p>
〔新設〕	<p><u>第62条の6 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。</u></p>
〔新設〕	<p><u>2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。</u></p>
〔新設〕	<p><u>（代理人又は文書による意見の陳述）</u></p>
〔新設〕	<p><u>第62条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</u></p>

現行	改正後（案）
<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><b>第6章</b> 請願等の処理 (紹介議員の委員会出席)</p> <p><b>第63条</b> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[新設]</p>	<p><u>2 前項ただし書の規定は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。</u></p> <p><b>第5章の3 参考人</b></p> <p><u>第62条の8 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。</u></p> <p><u>4 前3条の規定は、参考人について準用する。</u></p> <p><b>第6章</b> 請願等の処理 (紹介議員の委員会出席)</p> <p><b>第63条</b> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。</u></p>

## 浜田市議会会議規則（平成17年浜田市議会規則第1号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>目次</p> <p>第6章 協議又は調整を行うための場（第107条_____）</p> <p>第7章 補則（<b>第108条</b>）</p> <p>〔新設〕</p> <p>（会議規則の疑義に対する措置）</p> <p><b>第108条</b> 〔略〕</p>	<p>目次</p> <p>第6章 協議又は調整を行うための場（第107条・<b>第108条</b>）</p> <p>第7章 補則（<b>第109条</b>）</p> <p>（<b>協議等の場の開催方法の特例</b>）</p> <p><b>第108条</b> <u>招集権者は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生その他やむを得ない事由により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）で協議等の場を開くことができる。</u></p> <p>（会議規則の疑義に対する措置）</p> <p><b>第109条</b> 〔略〕</p>

## 浜田市議会申し合わせ事項の変更について（４項目）

NO	変更事項	該当部分	現在	改正案
1	3月定例会議本会議での予算議案の採決の順番	「会議規則関係」 P6 第3節 議事日程	<p>（議事日程の作成及び配布）</p> <p>2 議事日程の順序は、原則として次のとおりとする。ただし、提案理由の説明は、一括して整理番号順に行う。</p> <p>（1）専決処分の報告・・・諸般の報告に含め、説明は省略</p> <p><del>（2）専決処分の承認（R3.9.29 削除）</del></p> <p><del>（3）（2）決算</del></p> <p><del>（4）（3）条例・その他の議案</del></p> <p><del>（5）（4）予算</del></p> <p><del>（6）（5）請願・陳情、意見書</del></p>	<p>（議事日程の作成及び配布）</p> <p>2 議事日程の順序は、原則として次のとおりとする。ただし、提案理由の説明は、一括して整理番号順に行う。</p> <p>（1）専決処分の報告・・・諸般の報告に含め、説明は省略</p> <p><del>（2）専決処分の承認（R3.9.29 削除）</del></p> <p><del>（3）（2）決算</del></p> <p><del>（4）（3）条例・その他の議案</del></p> <p><del>（5）（4）予算</del></p> <p><del>（6）（5）請願・陳情、意見書</del></p> <p>また、3月定例会議での(4)については、会計ごと（一般会計、特別会計）に、現年度の補正予算、次年度当初予算の順とする。（R4.4.12 追加）</p>
2	3月定例会議中に行う予算決算委員会に付託された予算議案の採決の順番	「委員会条例関係」 P13 第1章 総則	<p>（常任委員会）</p> <p>10 予算決算委員会での予算審査にあたっては以下のとおりとする。</p> <p>①本会議初日の提案説明は予算の骨子、編成概要とする。</p> <p>②本会議初日の全員協議会で提案説明より詳細な予算の補足説明や新規・主要事業について、必要に応じて所管部長から事業番号をあげて説明を受ける。</p> <p>③通告のあった事業番号ごとに審査を行う。質疑は一問一答とする。</p> <p>※審査の効率化を図るため説明シートの提出を受ける。</p> <p>（H25.8.26 項目：全部修正） （H25.11.19 修正）</p>	<p>（常任委員会）</p> <p>10 予算決算委員会での予算審査にあたっては以下のとおりとする。</p> <p>①本会議初日の提案説明は予算の骨子、編成概要とする。</p> <p>②本会議初日の全員協議会で提案説明より詳細な予算の補足説明や新規・主要事業について、必要に応じて所管部長から事業番号をあげて説明を受ける。</p> <p>③通告のあった事業番号ごとに審査を行う。質疑は一問一答とする。</p> <p>※審査の効率化を図るため説明シートの提出を受ける。</p> <p>④3月定例会議の会議の期間中に行う予算決算委員会での予算議案の採決は、現年度補正予算議案の採決を行った後、新年度の当初予算議案の採決を行う。（H25.8.26 項目：全部修正） （H25.11.19 修正）（R4.4.12 追加）</p>

NO	変更事項	該当部分	現在	改正案
3	委員会の議題の順番	「委員会条例 関係」 P14 第2章 審査	(審査順序) 〔新設〕	(審査順序) 2 委員会の議題の順番は、原則として次のとおりとする。ただし、委員会に諮り、順番を変更することができる。 (1) 請願の審査、採決 (2) 陳情の審査、採決 (3) 議案審査 (4) 執行部報告事項 (5) 所管事務調査事項 (6) 議案採決 (R4.4.12 追加)
4	行政視察レポート作成	「委員会条例 関係」 P15 第2章 審査	(委員の派遣) 〔新設〕	7 行政視察実施後は、委員派遣報告書を議長へ提出し、ホームページへ公開する。また、行政視察レポートを作成し、行政視察後速やかに全員協議会で報告を行い、ホームページで公開する。詳細は、行政視察報告(行政視察レポート)の実施についてを参考にすること。(R4.4.12 追加)

# 行政視察報告（行政視察レポート）の実施について

## 1. 行政視察の目的・意義の明確化

### （1）視察とは

議員が議案の審査あるいは当該地方公共団体の事務（行政課題）または議会運営等に関して必要な調査を行うために、国及び他の普通地方公共団体、その他関係機関・施設等に赴き、現地の見学、説明の聴取、資料の収集等を行うこと。

### （2）視察の種類

#### ①公務（委員会）としての視察

議会または委員会の議決に基づき、議会活動として行われる委員会視察

#### ②政務活動としての視察

政務活動費を充当し、政務活動として行われる議員個人または会派の調査活動

### （3）行政視察の位置づけ

行政視察を市政に関する課題解決のためのプロセスの 1 つとして位置付け、最終的には政策立案や政策提言につなげることを目標とする。

①行政課題の抽出・市民意見の聴取（議会報告会、地域井戸端会等）

→②課題設定（委員会における所管事務調査、取組む重要テーマ）

→③行政視察（②の課題に沿った参考となる先進地を選ぶ）

→④考察

→⑤政策立案・政策提言

## 2. 行政視察報告（行政視察レポート作成）の実施要領

### ＜議会基本条例 第 13 条 2 項＞

委員会は、行政視察を行ったときは、その目的、成果及び費用を公表するとともに、提言及び提案につなげるよう努めるものとする。

### （1）目的

各委員会等が行政視察後に視察先で得た知見等について協議・研究し、必要に応じて政策に反映させる議論が必要である。また、議会全体でその内容を共有し、執行部はもちろんのこと、市民への説明責任を果たす。

### （2）報告対象と報告方法

視察の種類		報告先	報告方法
公務	議会運営委員会	議員・執行部	全員協議会・ホームページ
	常任委員会 特別委員会	市民	ホームページ
政務活動	個人・会派	議員・執行部・市民	ホームページ

※会派・個人の政務活動による視察報告は、会派・個人が判断し議会全体で共有する必要があると判断した場合は、議員・執行部へ全員協議会で報告することも可とする。

### （3）内容

公務としての行政視察の場合、委員派遣報告書（従来から作成している書面での報告書）は正副委員長が主体となり、委員会としてまとめる。

今回、新たに検討した行政視察レポートは、委員派遣報告書をベースに、プレゼンテーション形式のわかりやすい資料とし、議員・執行部へ全員協議会において報告する。また、ホームページで公開することにより、市民にも情報提供するものとする。

### ①委員派遣報告書（従来から作成している報告書：統一書式とする）

\*報告書の提出期限は、調査研究活動報告書（政務活動費使用）が、14日以内に議長に提出することとなっている（政務活動費の交付に関する細則）ため、同様としている。

#### 【内容】

1. 期間
2. 場所及び目的
3. 精算額
4. 派遣委員名
5. 調査の概要

- ①視察日時・視察先、②視察（調査）事項、③視察目的、④視察先の概要、⑤視察内容（視察先の取組・事業概要）、⑥委員会の考察

### ②行政視察レポート（議員・執行部・市民への情報提供用）

委員派遣報告書を活用し、委員会の考察を踏まえ協議し、わかりやすい資料（パワーポイント等による）を委員会で作成する。

#### 【内容】 \*委員派遣報告書の中の「調査の概要」から必要部分を抜粋

- ①参加委員名
- ②視察日時・視察先
- ③視察（調査）事項
- ④視察目的
- ⑤視察先の概要
- ⑥視察内容（視察先の取組・事業概要）
- ⑦委員会の考察

### ③議員・執行部・市民への報告

- ・委員派遣報告書については、従来どおり議長へ報告後にホームページで公開する。
- ・行政視察レポートについては、行政視察実施後（委員派遣報告書を議長へ提出した後）の全員協議会において速やかに報告を行い、ホームページで公開する。

議会傍聴者へのアンケート結果(令和4年3月浜田市議会定例会議分)

	No	受付日	年齢	住まい	1.傍聴回数	2.傍聴目的	3.議員の発言内容の理解		4.答弁者(執行部)の発言内容の理解		5.傍聴して気づいた点	6.市議会全般への意見
						該当するものを選択	該当を選択	理由	該当を選択	理由		
R4.3月 定例会議	7	2月24日	60代	市内(浜田地域)	3回以上	議会や市政に関心がある		施政方針に対する活発なご説論を よろしく願います				君市踏切について「ある意味」 せつかくの機会ですので、安全性 面等についても慎重に再検討の ほどよろしく願います。 ◎利便性の向上に伴う交通量増 による危険性拡大の懸念(万灯山 公園前交差点から踏切までのア プローチ距離が若干短くなりま す。心配です。) ◎擁壁設置に伴う駅前市道の法 線等の変更の影響について近隣 住民等道路利用者の意見ヒア
	8	2月28日	80歳 以上	市内(浜田地域)	3回以上	議会や市政に関心がある 今回の議案や質問内容 に関心がある	だいたいわ かった		だいたいわ かった			
	9	2月28日	40代	市内(浜田地域)	3回以上	今回の議案や質問内容 に関心がある	よくわかった		よくわかった	市長の石見神楽に対する答弁が聞 きたかった。	傍聴者が少ない(いつも)	発言時間も税金ですよ。無駄な く、市の未来に向け、取り組んで 頂くよう今後も期待しています！
	10	3月3日	60代	市内(浜田地域)	3回以上	議会や市政に関心がある	よくわかった	市民を代表する立場、市民への説 明を行う立場でしっかりと質疑をされ て大変ありがたく思いました。今後と もがんばって下さい。	だいたいわ かった			君市踏切の件 ①救急車等の緊急車両は原則踏 切は通行しないのではとの話もあ ります。救急車として踏切閉鎖時 の田町アンダーパス利用するか どうかの判断はJR時刻表で個別 に行うのですか？(そんなことで きる?) ②駅構内改良工事約4億のうち本 来JR側が負担すべき範囲はない ですか？(公共補償基準で「減耗 分」があるのでは？ ③JR側にも金額の精査のタイミ ングの遅延等に一定の責任はある と思われま。それらも総合的に 考慮して「現踏切位置での拡幅」 も交渉の余地はありませんか？
	11	3月17日	60代	市内(浜田地域)	3回以上	議会や市政に関心がある	よくわかった		よくわかった		君市踏切の工事契約の件、この 間の報道や議会での質疑も踏ま えますと、いささか違和感があり ます。市民への丁寧な説明をよ ろしくお願いいたします。	12月議会で「事業承継が事業の 赤字克服がネックで実現してな い」とのお話でした。市内外の方 間の報道や議会での質疑も踏ま えますと、いささか違和感があり ます。市民への丁寧な説明をよ ろしくお願いいたします。